

診療記録（カルテ）等開示を希望される方へ

当センターの診療記録等の開示については、日本医師会が制定した「診療情報の提供に関する指針」に基づき、診療記録（カルテ）等の開示を行っています。

【開示の範囲】

- ・当センターにおいて、外来または入院診療を受けた患者さんにかかる診療記録等で診療に関する記録を対象とします。
- ・診療記録等とは、診療録、看護記録、検査結果、放射線検査の画像データ、など当センターで作成されたものとします。（他の医療機関で作成された文書、検査記録等は開示の対象外）

【開示請求ができる方と必要書類等】

	開示請求者	必要書類等
1	患者が成人で判断能力がある場合は、患者本人	身分証明書又は診察券と健康保険証
2	患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし満15歳以上の未成年については、疾病の内容によっては患者の本人のみの請求も認めることができる	委任状と申請者の身分証明書
3	診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人	委任状と申請者の身分証明書
4	患者本人から代理権を与えられた3親等以内の親族	委任状と申請者の身分証明書
5	患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者	病状等を証明する診断書又は成年後見登記に関する証明書（登記事項証明書）と申請者の身分証明書
6	患者が死亡している場合は、患者の法定相続人	患者の除籍謄本と申請者の身分証明書

※身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード）は、氏名、住所、生年月日、顔写真を確認することができる公的なものとします。

【開示の手続き】

- ① 1F 総合受付にて「カルテ開示希望」とお伝えください。
- ② 「診療記録等開示申請書（様式1）」にご記入いただき、必要書類等の確認させていただきます。
- ③ 申請受理日から開示までには、15日ほどの日数をいただきます。
- ④ 開示の準備が整い次第、担当者より連絡いたします。

【開示のできない場合】

- ① 対象となる診療記録等の開示が、第三者の利益を害する恐れがある場合
- ② 診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
- ③ 診療記録等の開示を不相当とする相当な事由が存する場合

【開示の費用（税込）】

- ① 開示手数料……………2,200円/回
- ② 診療記録等のCD又はDVD……………110円/枚
- ③ 診療記録等の複写A4・白黒……………22円/枚

【開示に関する問い合わせ先、相談窓口、受付時間】

さいたま市民医療センター 診療情報管理室 TEL048-626-0011 内線9131
月曜日から土曜日9:00~17:00（日、祝祭日、12月30日から1月3日を除く）